

市川市多様性を尊重する社会を推進するための指針

はじめに

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、その実現に向けて様々な取組がなされてきました。

個人の尊厳が尊重され、性別、性自認、性的指向、国籍、民族、年齢、障がいの有無等、様々な社会的属性にかかわらず、互いの多様性を認め合い、すべての人が自分らしく暮らせる地域社会を築くことは、いつの時代にも共通する変わらない市民の願いです。

一方で、私たちを取り巻く社会環境は絶えず変化を続けており、その影響を受けて人々の暮らしや考え方も変化しています。新しい社会環境に対応し、持続的にまちの活力を生み出すためには、多様な生き方を選択することができる地域社会をつくり、すべての人々が自らの能力を十分に発揮することが必要です。

そこで、市川市では、市、市民及び事業者がこうした理念を共有し、三者が一体となって協力することで、多様性を尊重する社会の実現を推進します。

(目的)

第1条 この指針は、多様性を尊重する社会の推進に関し、基本となる理念及び多様性を尊重する施策（以下「多様性社会推進施策」という。）の基本的な事項を定めることにより、多様性を尊重する社会を形成し、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 多様性 性別、性自認（自己の性別についての認識をいう。以下同じ。）、性的指向（どの性別を恋愛の対象にするかを表すものをいう。以下同じ。）、国籍、民族、年齢、障がいの有無等について、人々の持つ個性がそれぞれに異なっていることをいう。
- (2) 市民 市内に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。
- (4) 性的マイノリティ 性自認、性的指向等のあり方が少数と認められる人々をいう。
- (5) 外国人等 日本国籍以外の国籍を有する者、日本国籍を有する外国出身者、日本国籍を有する外国にルーツを持つ者をいう。

(基本理念)

第3条 多様性を尊重する社会を推進するための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

- (1) すべての人が多様性を認め合い、個人が尊重され、自分らしく生きることができること。
- (2) すべての人が自らの意思に基づき、多様な生き方を選択し、能力を発揮することができること。

- (3) すべての人が社会のあらゆる分野の活動に参画し、責任を分かち合い、協力し合うことができること。

(市の役割)

第4条 市は、基本理念を踏まえ、多様性社会推進施策を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、多様性社会推進施策の実施に当たっては、市民及び事業者と連携し、協力して取り組むものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念を踏まえ、多様性を尊重する社会の推進について理解促進に努めるものとする。

- 2 市民は、家庭、学校、職場、地域、その他社会のあらゆる分野の活動において、多様性を尊重する社会の推進に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念を踏まえ、多様性を尊重する社会の推進について理解を深め、その事業活動において、多様性を尊重する社会の形成に向け必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する多様性社会推進施策に協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第7条 多様性社会推進施策は、次に掲げるものを基本とする。

- (1) 多様な性に対する理解の促進
 - (2) 性的マイノリティであることに起因する日常生活の支障を取り除くための支援
 - (3) 外国人等への情報の多言語化等、外国人等が安心して安全に暮らせるための支援
 - (4) 外国人等との交流の促進
 - (5) 外国人等に対する偏見又は差別の解消
 - (6) その他互いの人権を尊重し多様性を認め合う地域社会づくりの推進
- 2 市長は、前項に定める基本的施策を効果的に推進するため、必要な教育又は啓発を積極的に行うものとする。

附 則

この指針は、令和元年6月1日から施行する。